

昭和二十五年法律第六十一号

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律

(通則)

第一条 国、沖縄振興開発金融公庫、地方公共団体及び政令で指定する公共組合(以下「国及び公庫等」という。)の債権若しくは債務の金額又は国の組織相互間の受払金等についての端数計算は、この法律の定めるところによる。

2 他の法令中の端数計算に関する規定がこの法律の規定に矛盾し、又は、い触する場合には、この法律の規定が優先する。

(国等の債権又は債務の金額の端数計算)

第二条 国及び公庫等の債権で金銭の給付を目的とするもの(以下「債権」という。)又は国及び公庫等の債務で金銭の給付を目的とするもの(以下「債務」という。)の確定金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 国及び公庫等の債権の確定金額の全額が一円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、国及び公庫等の債務の確定金額の全額が一円未満であるときは、その全額を一円として計算する。

3 国及び公庫等の相互の間における債権又は債務の確定金額の全額が一円未満であるときは、前項の規定にかかわらず、その全額を切り捨てるものとする。

(分割して履行すべき金額の計算)

第三条 国及び公庫等の債権又は債務の確定金額を、二以上の履行期限を定め、一定の金額に分割して履行することとされている場合において、その履行期限ごとの分割金額に一円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又は分割金額は、すべて最初の履行期限に係る分割金額に合算するものとする。

(概算払等に係る金額の端数計算)

第四条 第二条の規定は、国及び公庫等の債権又は債務について、概算払、前金払若しくはその債権若しくは債務に係る反対給付のうち既済部分に対してする支払を受け、又はこれらの支払をすべき金額の計算について準用する。

(国等の組織相互間の受払金の端数計算)

第五条 第二条第一項及び第三項、第三条並びに前条の規定は、国の組織相互の間又は地方公共団体の組織相互の間において収納し、又は支払うべき金額の計算について準用する。

第六条 削除

(適用除外)

第七条 この法律は、次に掲げるものについては適用しない。

一 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号) 第八条、第九条及び第十条の規定による遅延利息

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第八十一条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) 第一百三十三条第一項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号) 第八十七条

条第一項、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号) 第九十七条第一項及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号) 第二十八条(失業保険法及び労働

者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号) 第十九条第三項において

準用する場合を含む。)の規定により徴収する延滞金

三 国税(その滞納処分費を含む。)並びに当該国税に係る還付金及び過誤納金(これらに計算すべき還付加算金を含む。)

四 地方団体の徴収金並びに地方団体の徴収金に係る過誤納金及び還付金(これらに計算すべき還付加算金を含む。)

五 国有資産等所在市町村交付金又は国有資産等所在都道府県交付金

六 前各号に掲げるものの外政令で指定するもの

附則

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 国庫出納金端数計算法(大正五年法律第二号)は、廃止する。

附則(昭和二十五年二月二五日法律第二六八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和二十六年三月三一日法律第一〇八号) 抄

1 この法律中附則第二項、第二十一項、第二十二項、第二十四項、第二十八項及び第三十一項から第三十三項までの規定以外の規定は、公布の日から、附則第二項、第二十一項、第二十二項、第二十四項、第二十八項及び第三十一項から第三十三項までの規定は、復興金融公庫の解散の日から施行する。

附則(昭和二十六年六月二日法律第一九二号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

13 改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第百十三條、改正前の公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律第一条、改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項、改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律第二条、改正前の国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項第二号、改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項並びに改正前の地方税法第二十四条第三号及び第七百四十三條第三号の規定は、清算中の証券処理調整協議会については、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

附則(昭和二十六年七月一〇日政令第二六一号) 抄

1 この政令は、昭和二十六年七月十一日から施行する。

23 改正前の登録税法第十九條第七号、所得税法第三条第七号、法人税法第四条第三号、公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律第一条、国庫出納金等端数計算法第一条第一項、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律第二条、資産再評価法第五条第七号、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項第二号、予算執行職員等の責任に関する法律第九条第一項、地方税法第二十四条第三号及び第七百四十三條第三号並びに公団等の予算及び決算に添附する書類に関する政令第一条及び第三条の規定は、清算中の持株会社整理委員会については、この政令施行後も、なおその効力を有する。

附則(昭和二十七年三月三一日法律第四二二号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附則(昭和二十七年四月二日法律第六六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和二十七年四月二八日法律第九九号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和二十七年七月三一日法律第二五一号) 抄

1 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附則(昭和二十七年七月二九日法律第三五五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第八項から第十一項まで及び附則第二十項の規定は、公布の日から施行する。

附則(昭和二十八年七月二五日法律第六〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十条、第十一条及び次項から附則第十項までの規定は、昭和二十九年一月一日から施行する。

附則(昭和二十八年八月一日法律第一三八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則(昭和二十八年八月二四日法律第二〇七号) 抄

- (施行期日)
1 この法律は、昭和二十八年十一月一日から施行する。
附則 (昭和二十九年五月一九日法律第一一五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。
附則 (昭和三十年七月二九日法律第九一号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。
附則 (昭和三十一年五月四日法律第九四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十一年五月二一日法律第九七号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十一年四月二七日法律第八二号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十一年四月二七日法律第八三号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十一年五月一六日法律第一〇三号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用する。
附則 (昭和三十一年三月二四日法律第一二二号) 抄
1 この法律は、公布の日から起算して三十日以内で政令で定める日から施行する。
2 この法律の施行前に改正前の国庫出納金等端数計算法第一条第一項に規定する国及び公社等(以下「国及び公社等」という。)が納入の告知その他の履行の請求又は支払の通知をした債権又は債務その他この法律の施行前の発生に係る国及び公社等の債権又は債務で政令で指定するものに対する改正後の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(以下「新法」という。)第二条第一項の規定の適用については、同項中「一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。」とあるのは、「五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算する。ただし、当該債務が国税、地方税又は地方税に係る徴収金の還付金に係る場合には、一円未満の端数金額を一円として計算する。」とする。
3 前項の規定は、この法律の施行前に国の組織相互の間又は地方公共団体の組織相互の間において収納又は支払が決定されたものについて準用する。
4 日本銀行に対する国の預金に係る債権の金額については、政令で定めるところにより一円未満の端数を切り捨てて計算することができる。
5 次に掲げる金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
一 国の昭和三十一年度歳入歳出の決算上の剰余で法令の規定により翌年度の歳入に繰り入れ、又は資金(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十四条に規定する資金をいう。以下同じ。)に組み入れられるものの金額
二 昭和三十一年度末の資金の金額並びに国の特別会計の同年度末の自己資本並びに昭和三十一年度からの繰越損益及び昭和三十三年度への持越現金の金額
三 新法第一条第一項に規定する者(国、地方公共団体及び公共組合を除く。)の昭和三十一年度末の自己資本及び昭和三十一年度からの繰越損益の金額
四 前号に規定する者及び奄美群島復興信用保証協会に対する国の出資金の金額
- 五 その他国及び第三号に規定する者に係る会計経理上の金額で前各号に掲げる金額に準ずるものとして大蔵大臣が定めるもの
附則 (昭和三十三年四月二六日法律第九四号)
この法律は、中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)附則第七条の規定の施行の日から施行する。ただし、第十三条から第十五条までの規定は、中小企業信用保険公庫の昭和三十三年度の予算から適用する。
附則 (昭和三十四年四月二六日法律第一四一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十四年十一月一日から施行する。
附則 (昭和三十五年三月三一日法律第二九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。
第二条 (国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)
2 改正後の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律は、この附則の規定によりなおその例によることとされる旧特別保護法第二十八条第一項本文の規定により徴収する延滞金については、適用しない。
附則 (昭和三十五年六月二一日法律第九五号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和三十七年四月二日法律第六七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
附則 (昭和三十八年四月一日法律第八〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。
附則 (昭和三十九年三月三一日法律第三一〇号) 抄
1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。
附則 (昭和四十二年七月二〇日法律第七三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (昭和四十二年八月一九日法律第一三八号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四十七年四月二八日法律第一八八号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度予算から適用する。
附則 (昭和四十七年五月二三日法律第三二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (昭和四十九年二月二八日法律第一一七号)
この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。
附則 (昭和五十九年八月一〇日法律第七一七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第七條 この法律の施行前に旧公社が有していた第十六條の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二條第一項に規定する債権又は債務の金額についての端数計算については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十七條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五九年八月一四日法律第七七号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五九年二月二五日法律第八七号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第六條 この法律の施行前に旧公社が有していた第二十條の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二條第一項に規定する債権又は債務の金額についての端数計算については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二十八條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (昭和五九年二月二五日法律第八八号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則 (昭和六一年二月四日法律第九三号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第十條 この法律の施行前に日本国有鉄道が有していた第八十一條の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第二條第一項に規定する債権又は債務の金額についての端数計算については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第四十二條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (昭和六一年二月四日法律第九四号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第十七條 昭和六十三年度分までの前條の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第七條第五号の規定による日本国有鉄道有資産所在市町村納付金又は日本国有鉄道有資産所在都道府県納付金の金額の端数計算については、なお従前の例による。

附則 (平成十一年三月三一日法律第一九号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。ただし、次條並びに附則第三條、第十一條、第十二條及び第五十九條の規定は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第五十九條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成十一年四月二三日法律第三五号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五條から第三十四條までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附則 (平成十一年五月二八日法律第五六号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附則 (平成十一年六月二一日法律第七三号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七條から第十九條まで及び第二十一條から第六十六條までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附則 (平成十一年七月三〇日法律第一一七号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成十四年七月三一日法律第九八号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む)並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三十三條並びに第三十九條の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附則 (平成十四年八月二日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三條中老人保健法第七十九條の二の次に一條を加える改正規定は公布の日から、第二條、第五條及び第八條並びに附則第六條から第八條まで、第三十三條、第三十四條、第三十九條、第四十一條、第四十八條、第四十九條、第三項、第五十一條、第五十二條第三項、第五十四條、第六十七條、第六十九條、第七十一條、第七十三條及び第七十七條の規定は平成十五年四月一日から、附則第六十一條の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第五十二号)第十五條の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附則 (平成十四年二月二一日法律第一四六号) 抄
(施行期日)

第一條 この法律は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)の成立の時から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次條から附則第五條まで並びに附則第十八條及び第五十二條の規定 公布の日
二 第一條(第二号に係る部分に限る)並びに附則第八條から第十七條まで、第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十三條及び第三十九條の規定、附則第五十條中經濟産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)第四條第一項第三十九條の改正規定並びに附則第五十一條の規定

平成十五年四月一日

の規定（労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一条の改正規定を除く。）並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十一条第二項ただし書の改正規定を除く。）、附則第六条及び第九条から第十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。